

## 応急危険度判定と住家の被害認定調査の関係について

災害に係る住家の被害認定基準運用指針	災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き
<p><b>9. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係</b></p> <p>応急危険度判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊と認定されるとは限らない。</p> <p>また、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要としかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。</p> <p>したがって、応急危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とした被害認定業務を行うための本運用指針とはその目的、判定基準を異にするものである。</p> <p>ただし、<u>住家の被害を調査するにあたり、傾斜度など調査内容において共通する部分もあることから、本運用指針による調査に先立ちこれらが実施されている場合に、相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。</u></p> <p><u>具体的には、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考にする。また、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。</u></p>	<p><b>8) 応急危険度判定等との関係</b></p> <p><b>a) 応急危険度判定・被災度区分判定</b></p> <p>大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定調査の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定といった建物被害調査が実施されることがあります。</p> <p>これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定調査の実施にあたっては、各調査の判定結果の取扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意して調査を進めていく必要があります。</p> <p>また、被災住民側から見ると、これら3つの建物被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、特に住家の被害認定調査と応急危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もあることから、大地震発生時においてはこれらの調査の混同が生じないように、それぞれの調査目的と判定の意味を理解した上で、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となります。</p> <p>一方で、これら3つの建物被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的です。</p> <p><u>「運用指針」では、応急危険度判定の判定結果について、被害認定調査の調査計画策定に役立てるほか、判定結果及びコメントを被害認定調査の参考にすることができる場合があるとされています。</u></p> <p><u>具体的には、応急危険度判定において、「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」により「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、「全壊」の被害認定を行える場合があります。</u></p>

事 務 連 絡  
平成 2 8 年 4 月 2 6 日

熊本県

知事公室危機管理監 殿  
健康福祉部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）

平成 2 8 年熊本地震に係る被害認定調査・罹災証明書交付の迅速化について

### 【抜 粋】

罹災証明書は、災害により被災した住家等の被害の程度を証明するものであり、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や応急修理、被災者生活再建支援金の支給等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしております。

住家等の被害状況の調査及び罹災証明書の交付は、市町村の事務とされておりますが、被災者の生活再建の迅速化のためには、県の積極的な協力が不可欠であります。その趣旨を十分お汲み取りいただき、市町村の業務の進捗状況を適宜把握していただくとともに、以下のように体制の強化等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（１）他の地方公共団体や民間団体に対する応援要請  
（略）

（２）県による人的・技術的支援  
（略）

（３）罹災証明書の迅速な交付のための工夫について

全壊等の甚大な被害を受けた被災者の支援は特に重要であることから、被害認定調査が終了した住宅から順次罹災証明書を交付するなど、迅速な交付に努めていただきますようお願いいたします。

また、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家のうち、応急危険度判定調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考として全壊の被害認定を行うことも可能ですので、貴県内の市町村にもお知らせいただきますようお願いいたします。

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）  
（平成 28 年 12 月 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ）

【抜 粋】

3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援

3-1. 住まいの場の円滑な確保

【実施すべき取組】

①住宅等の被害に係る各種調査の住民への周知，調査の効率化に向けた検討

- ・住宅に関する各種調査はそれぞれが個別に目的を有しているため、それぞれの調査の持つ必要性等について各調査の実施主体が被災者に明確に説明すべきである。
- ・また、大規模災害により各調査の必要量が増大する場合に備え、調査の統合等を進めることについて被災経験地方公共団体から強い意見があることも踏まえ、各種調査の実施時期や基準の違い、手続の流れ等について関係省庁等が一体となって整理し、例えば応急危険度判定の際に記録した調査表を共有するなど、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な分野（項目）について連携することを含め、住家被害認定調査の効率化を検討すべきである。

# 木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 \_\_\_\_\_ 調査日時 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 午前・午後 \_\_\_\_\_ 時 調査回数 \_\_\_\_\_ 回目  
 調査者氏名 (都道府県/No) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ )  
 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ )

整理番号

## 建築物概要

- 1 建築物名称 \_\_\_\_\_ 1.1 建築物番号 \_\_\_\_\_  
 2 建築物所在地 \_\_\_\_\_ 2.1 住宅地図整理番号 \_\_\_\_\_  
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所  
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場  
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ( \_\_\_\_\_ )  
 4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ツ-バイフォ-) 3.プレファブ 4.その他 ( \_\_\_\_\_ )  
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 ( \_\_\_\_\_ )  
 6 建築物規模 1階寸法 約 $A$  \_\_\_\_\_ m ×  $I$  \_\_\_\_\_ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

5 階

A m

I m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 1.建築物全体又は一部の崩壊・落階 | 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ |
| 3.建築物全体又は一部の著しい傾斜 | 4.その他 ( _____ )        |

調査方法

1

## 2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60-1/20	3. 1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

## 3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 ( _____ )	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定

1. 調査済 (緑)      2. 要注意 (黄)      3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

木造

<b>住家被害認定調査票</b>		調査票番号		配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載	
<b>地震木造・プレハブ第1次A</b>						
調査日	平成	年	月			日
1 調査時	:	~	:			
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)					

4 応急危険度判定	<input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 不明	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
-----------	--	-------------------------

5 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合	いずれかに該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	---------	----------------------------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							

7 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	----------	----------------------------------

8 基礎	損傷率	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%
	損害割合	0	1	2	4	6	7

9 壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度I	1	2	3	5	6	8
	程度II	2	4	8	11	15	19
	程度III	4	8	15	23	30	38
	程度IV	6	11	23	34	45	56
程度V	8	15	30	45	60	75	

10 屋根	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度I	0	0	1	1	1	2
	程度II	0	1	2	2	3	4
	程度III	1	2	3	5	6	8
	程度IV	1	2	5	7	9	11
程度V	2	3	6	9	12	15	

【損害割合算出表】 (注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

傾斜	8基礎	+9壁	+10屋根	= 計あ	6傾斜	+10屋根	= 計い
	無				15		
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上		
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊		

<b>住家被害認定調査票</b> <b>地震木造・プレハブ第1次B</b>		調査票番号	配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載		
調査日	平成	年			月	日
1 調査時	:	~			:	
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)					

4 応急危険度判定	<input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 不明	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
-----------	--	-------------------------

5 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液化状態等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合	いずれかに該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	---	---------	----------------------------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							

7 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	----------	----------------------------------

8 基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
9 壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75
10 屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15

(備考)

【損害割合算出表】

Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算)

A「6傾斜」の平均値が2cm以上(6cm未満)である  
B「9壁」の損害割合が無被害又は8である

上記以外 (傾斜無を計算)

傾斜無	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計
						1 5		

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊